

第 1 2 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成28年12月2日(金)

開会 午後15時00分

閉会 午後16時30分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	欠			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 9番 松本 健一郎

16番 山口 光壽

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	末吉 亜紀		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第56号	農地法第5条の申請について	(2件)
議案 第57号	農地法4条及び第5条の申請について	(1件)
議案 第58号	農地法第4条の申請について	(4件)
議案 第59号	農地法第3条の申請について	(7件)
議案 第60号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年68件) (中間管理事業 7件)	
議案 第61号	農用地利用配分計画の承認について	(7件)
議案 第62号	農業経営基盤強化法促進法による農地売買特例事業に伴うあっせん委員の指名について	(1件)

8. 報告事項

報告 第23号	農地法第18条第6項通知の受理について	(5件)
報告 第24号	農地の形質変更届出について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																											
議長	<p>それでは、ただいまより第12回農業委員会会議を開会します。本日の欠席者は1名で、18番福田委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。</p> <p>今回は9番 松本委員、16番 山口光壽委員です。</p> <p>事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、7つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 907 1420 1534"> <tr> <td>議案第56号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第57号</td> <td>農地法4条及び第5条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第58号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第59号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第60号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td> 利用権設定 通年 68件 農地中間管理事業 7件 </td> </tr> <tr> <td>議案第61号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第62号</td> <td>農業経営基盤強化法促進法による農地売買特例事業に伴うあっせん委員の指名について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 1668 1420 1848"> <tr> <td>報告第23号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>報告第24号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第56号	農地法第5条の申請について	2件	議案第57号	農地法4条及び第5条の申請について	1件	議案第58号	農地法第4条の申請について	4件	議案第59号	農地法第3条の申請について	7件	議案第60号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 68件 農地中間管理事業 7件	議案第61号	農用地利用配分計画の承認について	7件	議案第62号	農業経営基盤強化法促進法による農地売買特例事業に伴うあっせん委員の指名について	1件	報告第23号	農地法第18条第6項通知の受理について	5件	報告第24号	農地の形質変更届出について	1件
議案第56号	農地法第5条の申請について	2件																										
議案第57号	農地法4条及び第5条の申請について	1件																										
議案第58号	農地法第4条の申請について	4件																										
議案第59号	農地法第3条の申請について	7件																										
議案第60号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 68件 農地中間管理事業 7件																										
議案第61号	農用地利用配分計画の承認について	7件																										
議案第62号	農業経営基盤強化法促進法による農地売買特例事業に伴うあっせん委員の指名について	1件																										
報告第23号	農地法第18条第6項通知の受理について	5件																										
報告第24号	農地の形質変更届出について	1件																										

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第56号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第56号 農地法第5条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、49番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町大黒川地区です。</p> <p>譲受人が、介護施設の駐車場及び進入路を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、50番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページ、7ページ、断面図が8ページ、平面図が9ページになります。</p> <p>申請地は、立花町渚地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p>

事務局	<p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第56号農地法第5条の申請は以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条49番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>〇〇さんの方から10月の中旬に連絡がありまして、現地を見に行ったところ、ちょうど生産組合長さんと区長さんがおられましたので。確認したところそういう話が合っておりますということでした。それで、何に利用されるのですかと聞いたら、介護施設を作ります、ということでしたので。このようなところに、何で介護施設を作るのですかと聞いたらですね。福島の方に物件を探していても良いところがないので、ここが一番良い、という感じでした。しかしこれ、昔の家ですよ、と言ったら、昔の家が良い、ということで。あー、そうですかということで。11月にまた見えられて、書類を作って生産組合長さんと区長さんの印鑑がありましたので、私も同意をしました。御審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>49番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
20番委員	<p>道も広くはある。</p>
担当委員	<p>道路はあることはあるんですけど、雪が降ったら上らない。ちょっと急ですね。なので、私も言ったんですよ。なんでこんなところに介護施設を作るのかと。</p>

担当委員	もっと下に作らないといけないでしょうと言いましたが。しかし、ここが良い、と言われるので、そのあとは何もちょっと、皆さんも見に行ったら何でこんなところというようなところですか。本当、雪が降ったらとにかく上らないだろう。上ってしまえば結構広いです。
20番委員	そんなところに作って、もしも、救急車を呼ばないといけないとかね、そんな時は。
担当委員	そう思いました。こんなところですか、と、第一声はそうでした。わかりません。しかし、福島の人です。実際されるのは福島の人です。
議長	他にありませんか。 <なし> ないようですので、続きまして50番について担当委員から説明をお願いしたいのですが、まだ見えておられませんので、事務局の方で説明をお願いします。
事務局	こちらの申請地につきましては、〇〇さんの息子さん御夫婦が住まれる住宅を建設したいということで、担当委員、区長さん生産組合長さんの方に行かれております。担当委員の方も現地に行かれて確認されたところ、何も問題はないということで印鑑を押しましたということで、確認をとれております。こちらの土地ですが、生産組合長さんの印鑑が無い案件になりまして。それが営農上に支障があるということで承諾をもらえないということではなくて。譲受人さんが承諾をもらいに行かれたところ、何も聞いてないので打ちません、と言われたということでしたので。その経緯についても理由書を申請書に添付をしてもらっています。営農上に支障はないということで、担当委員の方も確認を取られております。

議長	<p>50番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第56号 農地法第5条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第57号 農地法第4条及び第5条の申請1件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第57号 農地法第4条及び第5条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画図が12ページ、平面図が13ページ、断面図が14ページ、15ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町岩谷地区です。</p> <p>譲受人が、住宅兼農業用倉庫及び進入路を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>

事務局	議案第 5 7 号農地法第 4 条及び第 5 条の申請は以上 1 件です。
議長	それでは、農地法第 4 条及び第 5 条の申請 1 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	〇〇さんがお見えになりまして、住宅兼農業倉庫、また、進入道路ですね。作りたいということで、お見えになりました。区長、生産組合長の捺印もございましたので、私も捺印したわけでございます。御審議の程よろしくお願いいいたします。
議長	1 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第 5 7 号 農地法第 4 条及び第 5 条の申請 1 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第 5 8 号 農地法第 4 条の申請 4 件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 5 8 号 農地法第 4 条の申請 4 件について御説明します。 議案の 3 ページ、2 2 番になります。 図面は、案内図が 1 6 ページ、字図が 1 7 ページになります。 申請地は、大坪町下古賀地区です。 申請人が、植林するための申請です。 農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

事務局	<p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、23番になります。</p> <p>図面は、案内図が18ページ、字図が19ページ、土地利用計画図が20ページ、断面図が21ページから23ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町古賀地区です。</p> <p>申請人が、堆肥舎を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地の区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は第2の1の(1)のアの(イ)のb、用途区分の変更に該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、24番になります。</p> <p>図面は、案内図が24ページ、字図が25ページ、土地利用計画図が26ページになります。</p> <p>申請地は、二里町西八谷搦地区です。</p> <p>申請人が、駐車場を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの</p>
-----	--

事務局	<p>(ア) の b の (c)、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 3 ページ、25 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 27 ページ、字図が 28 ページ、土地利用計画図が 29 ページ、断面図が 30 ページになります。</p> <p>申請地は、二里町東八谷搦地区です。</p> <p>申請人が、貸駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 3 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c)、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第 58 号農地法第 4 条の申請は以上 4 件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第 4 条の申請 22 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>22 番の〇〇さんの申請ですけど、だいぶ前に押印をもらいに来られたもので、事務局にいつ頃だったかなと聞いたところ、今年の 4 月頃ということでしたが、今、出ております。植林はもう平成 5 年頃、木が植えられていて、始末書が添付されております。</p>
16 番委員	<p>他、特別ありませんので以上です。</p>
議長	<p>22 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	続きますして、23番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	23番の申請についてです。今まで堆肥を国営の畑かなんかに振り撒いたりして地元にごうんと臭いが来っていたのですが。今度堆肥小屋を作って、攪拌機を設置してですね、何千万かお金をかけてするということで。地元には臭いが少しは減るだろうと思ひまして。生産組合長さんも逆に臭いがしなくて良いということで、私もそれで承諾をいたしました。以上です。
議長	23番について、御意見、御質問はございませんか。
8番委員	おそらくこの畑は、国営の開発事業で拓かれた土地ですね。
担当委員	そうです。
8番委員	堆肥舎あたりは、許可が出るのですか。
担当委員	実際、4条申請を出しておるわけで。私も最初知らなくて。国営で拓いたところだから、4条出さなくてもよいのではと思ったのですが、いや、出せということなので。
8番委員	宅地になるわけですね。
担当委員	農地から外さないといけならしいです。堆肥を畑に振り撒かすよりも、堆肥小屋を作って、攪拌機を設置して、何千万と言っていたかな・・・たぶん、〇〇畜産とかが堆肥を袋で売ってますが、そうやって売るのがじゃないかなと思ってますが。1km以上直接離れているけれど、それでも家まで時々ごうんと臭うことがある。
8番委員	堆肥舎はよくても、住宅辺りはいかんでしょうね。
担当委員	うん。しかしながら、近くにみどりが丘という住宅地がありますが。これは、△△畜産が牛舎を作られた後に、みどりが丘がそこに建ててきているので、みどりが丘は何も言えないでしょう。臭

担当委員	<p>いと言えない、それでも構わないということで宅地造成してあるので。臭いがしないように、伊万里市から補助をもらって、だいぶ前ですが。牛舎の方にビニール張って。お金を出してされたけれども、臭いはやっぱり変わらずぷーんと今のところはきまずね。</p>
事務局	<p>今、担当委員さんがおっしゃったのですが。ここは、1種農地、開発されてるところですけど。農業施設であるので、転用はできるという形になると思っております。あと、農業振興地も、除外をされているのではなくて、用途区分の変更。農業用施設に変更、されているという形になっていますので、4条の許可は問題なければ出るところであります。一般住宅は建てられるのか、という話ですが。一般住宅も、1種農地であっても条件では建てられます。いわゆる、集落接続であるとかですね。そういった件で住宅は建てられるので、そこは住宅は必ずできないとは限りません。ただ太陽光とかですね。単なる太陽光ではできない。植林もできないところです。</p>
2番委員	<p>農業用倉庫とか農家住宅はよかったですでしょう。</p>
事務局	<p>そうですね。住宅、1戸建てにしかならないですけど。集落の接続をされるようなところは認められます。農振が外れる。仮に圃場整備の真ん中に家を建てようとしても、それは農振除外ができないので転用は当然できない。あくまで、端っこの方であれば、集落接続になれば、1種でも転用農地、1戸建てであれば可能かなと思います。アパートとかは無理かなと思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。 <なし> 無いようですので、続きまして、24番について担当委員から説明をお願いします。</p>

<p>担当委員</p>	<p>〇〇さんが11月12日に家に来られ、家でねぎをやってらっしゃるのですが、従業員さんが10人程いらっしゃって。今、駐車場が手狭で危なくてしょうがないということで。道を隔てた狭いすごい空間に止めていたんですが。川東から搦の道を出てショッピングセンターの道に通るのですね。だいたい道が狭いのに、従業員さんが出入りするたびにひやひやしながら道を使用していたので、道を隔てた前に溝があって、その溝の向こう側にこの土地があるのですが。そこに畑を今も作っているが、そこを駐車場にしたいということです。生産組合長さん、区長さんの判もありましたので、捺印しました。御審議の程よろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>24番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、25番について担当委員から説明をお願いします。</p>
<p>担当委員</p>	<p>不動産屋さんの方から電話がありまして。今すぐ行きたいからとおっしゃっていましたが、私がちょうど伊万里の街に出たので、現地を見て、〇〇伊万里マンション、そこのビルの斜め前に、そこの駐車場が狭いために駐車場を作りたいとおっしゃっていて、これも、区長さんと生産組合長さんの印がありましたので私も押しました。審議の程よろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>25番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第58号 農地法第4条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p>

議長	<p>続きますして、議案第59号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第59号農地法第3条の申請7件について説明します。</p> <p>議案は4～8ページになります。</p> <p>82番から88番まで申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4～8ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第59号農地法第3条の申請7件については許可相当とします。</p> <p>続きますして、議案第60号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第60号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年68件について、御説明します。</p> <p>別冊に明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が23名、貸付人が67名で、面積は、田が169,896</p>

事務局	<p>m²、畑が 545 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を別冊 8～42 ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上 68 件です。</p>
議長	<p>議案第 60 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 68 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 60 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 68 件については申出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第 60 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 60 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業 7 件について御説明いたします。</p> <p>議案は 9 ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を 10 ページから 13 ページに掲げております。農業公社への貸付のための利用権設定、となっております、面積は田が 2,779 m²、畑が 9,825 m²、貸付人は 7 名となっております。期間は 5 年、10 年となっております。</p> <p>中間管理事業については以上 7 件です。</p>

議長	議案第60号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業7件について、御意見、御質問はございますか。
2番委員	理由、利用目的のヒサカキとは。
事務局	神棚に上げるやつ。
2番委員	サカキか。
事務局	サカキです。
議長	他にありませんか。 <なし> 無いようですので、議案第60号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業7件については、申出のとおり決定します。 続きまして、議案第61号農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第61号農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。 議案は14ページ～15ページになります。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者6名が借り受けることとなっております。詳細は、15ページになります。

事務局	農用地利用配分計画の承認については以上 7 件です。
議長	<p>議案第 6 1 号農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 6 1 号農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p> <p>続きまして、議案第 6 2 号農業経営基盤強化促進法による農地売買特例事業に伴うあっせん委員の指名 1 件についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案の修正の方をお願いしたいと思います。議案第 6 2 号農業経営基盤強化促進法による農地売買特例事業に伴うあっせん委員の指名としておりますが、今回の分は、農業経営基盤強化促進法による農地売買に伴うあっせんということで。通常の基盤強化促進法を使うもので、農業公社のあっせんを使わないとなっておりますので。基盤強化促進法による農地売買に伴うあっせん委員の指名ということに修正をしていただければと思っております。</p> <p>議案の 1 6 ページの 1 番です。</p> <p>案内図と字図が 1 7 ページになります。</p> <p>あっせんの申出が二里町で出ております。二里町西八谷搦地区での申出であるため、中部地区担当の池田委員と米岡委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。</p> <p>あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけする事となりますが、よろしく願いいたします。</p>

議長	<p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第23号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第23号農地法第18条第6項通知の受理5件について御説明します。</p> <p>議案は18ページを御覧ください。</p> <p>46番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は農地中間管理事業を利用される予定です。</p> <p>47番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は農地中間管理事業を利用される予定です。</p> <p>48番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は耕作される方を探される予定です。</p> <p>49番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用される予定です。</p> <p>50番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は農地中間管理事業を利用される予定です。</p> <p>報告第23号については以上5件です。</p>
議長	<p>報告第23号農地法第18条第6項通知の受理5件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	無いようですので、続きまして報告第24号農地の形質変更届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>報告第24号農地の形質変更届について御説明します。</p> <p>議案の19ページの17番になります。</p> <p>図面は、案内図が31ページ、字図が32ページ、土地利用計画図が33ページ、断面図が34ページになります。</p> <p>申請地は立花町渚地区です。</p> <p>こちらは、道路が新設されることにより申請地が道路より著しく下がるために、嵩上げをして田として利用するための届出です。</p> <p>報告第24号については以上1件です。</p>
議長	それでは、17番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	先程も出てきたと思いますが、〇〇さんの水田を見にいった、形質変更ということでしたので。特段、地域がこういうところでございましたし、周囲に支障がないものですから。確認をしてまいりました。以上でございます。
議長	<p>17番について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第12回の農業委員会会議を閉会します。</p>